三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（特定核燃料物質の防護のための区域における特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に次の表の第一欄に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受けている者は、公布の日から起算して一年を経過するまでに、それぞれこの規則による改正後の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請がされたときは、特定核燃料物質の防護のための区域における特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があるまでの間は、同表の第四欄の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第十二条の二第一項	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	第七条の三第一項第四号	第六条の二第二項第一号
法第二十二条の六第一項	核燃料物質の加工の事業に関する規則	第九条第一項第四号	第七条の九第二項第一号
法第四十三条の二第一項	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第十六条の二第一項第一号	第十四条の三第二項第一号
法第四十三条の二十五第一項	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第四十一条第一項第四号	第三十六条第二項第一号
法第五十一条の二十三第一項	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第二十二条の二第一項第四号	第十九条の三第二項第一号
	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第三十五条の二第一項第四号	第三十三条の三第二項第一号
	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第六十七条第一項第四号	第六十二条第二項第一号
法第五十七条の二第一項	核燃料物質の使用等に関する規則	第三条第一項第四号	第二条の十一の十第二項第一号

（特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する措置等に関する経過措置）

第三条　この規則の施行の際現に次の表の第一欄に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受けている者は、公布の日から起算して六月を経過するまでに、それぞれこの規則による改正後の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請がされたときは、特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する措置、火災等により見張人の詰所が使用できない場合に備えた措置（法第四十三条の二第一項又は第五十七条の二第一項の規定による認可を受けている者に係るものを除く。）及び証明書等の発行（次条に規定する証明書等の発行をいう。）又は業務上知り得る者（同条に規定する業務上知り得る者をいう。）の指定を受けようとする者に関する措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分があるまでの間は、同表の第四欄の規定は適用しない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法第十二条の二第一項	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則	第七条の三第一項第五号ホ、同項第十八号ホ及び同項第二十三号	第六条の二第二項第十七号ホ、同項第十九号ホ及び同項第二十三号
法第二十二条の六第一項	核燃料物質の加工の事業に関する規則	第九条第一項第五号及び同項第十二号	第七条の九第二項第十八号ホ、同項第十九号ホ及び同項第二十四号
法第四十三条の二第一項	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第十六条の二第一項第五号及び同項第十二号	第十四条の三第二項第十七号ホ及び同項第二十三号
法第四十三条の二十五第一項	使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則	第四十一条第一項第五号及び同項第十二号	第三十六条第二項第十八号ホ、同項第十九号ホ及び同項第二十四号
法第五十一条の二十三第一項	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第二十二条の二第一項第五号及び同項第十二号	第十九条の三第二項第十七号ホ、同項第十八号ホ及び同項第二十三号
	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	第三十五条の二第一項第五号及び同項第十二号	第三十三条の三第二項第十七号ホ、同項第十八号ホ及び同項第二十三号
	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第六十七条第一項第五号及び同項第十二号	第六十二条第二項第七号ホ、同項第十八号ホ及び同項第二十三号
法第五十七条の二第一項	核燃料物質の使用等に関する規則	第三条第一項第五号及び同項第十二号	第二条の十一の十第二項第十七号ホ及び同項第二十三号

2　この規則の施行の際現に次の表の第一欄に掲げる規定による核物質防護規定の認可を受けている者は、平成三十四年三月三十一日までに、それぞれこの規則による改正後の同表の第二欄に掲げる規則の同表の第三欄に掲げる規定に掲げる事項について、核物質防護規定の変更の認可を申請しなければならない。この場合において、火災等により見張人の詰所が使用できない場合に関する措置については、平成三十四年六月三十日までの間は、同表の第四欄の規定にかかわらず、なお従前の例による。